【政府への働きかけ】

化学品輸入に係る開示義務の一部緩和(インド)

在インド大使館

【背景】

本年6月、印財務省間接税関税中央委員会(CBIC)は、特定製品の輸入に際して税関申告書へ構成化学物質のIUPAC名及びCAS登録番号の開示を義務化(当初施行予定は7月1日。その後10月1日に延期。)。 製品の構成化学物質は営業秘密となる場合もあることから、本義務化について関係企業から懸念の声が挙がっていた。

【在外公館の対応】

在インド大使館は、JETRO及び関係企業の協力を得て、CBIC及び本件所管の印化学・肥料省化学品・石油化学品局に対して、①当該義務化の延期、②当該情報の開示方法の明確化、③例外要件の検討等を求めたところ、同局は意見交換会を開催したことから、当地日系企業関係者らとともにこれに出席し、本義務化についての懸念を改めて表明した。

【結果】

上記意見交換会の結果、CBICは通達により、本義務の施行日を10月1日から10月15日に延期するとともに、義務付ける 開示内容を一部緩和し、さらに開示内容の取扱いについても営業秘密に配慮した対応することを表明した。